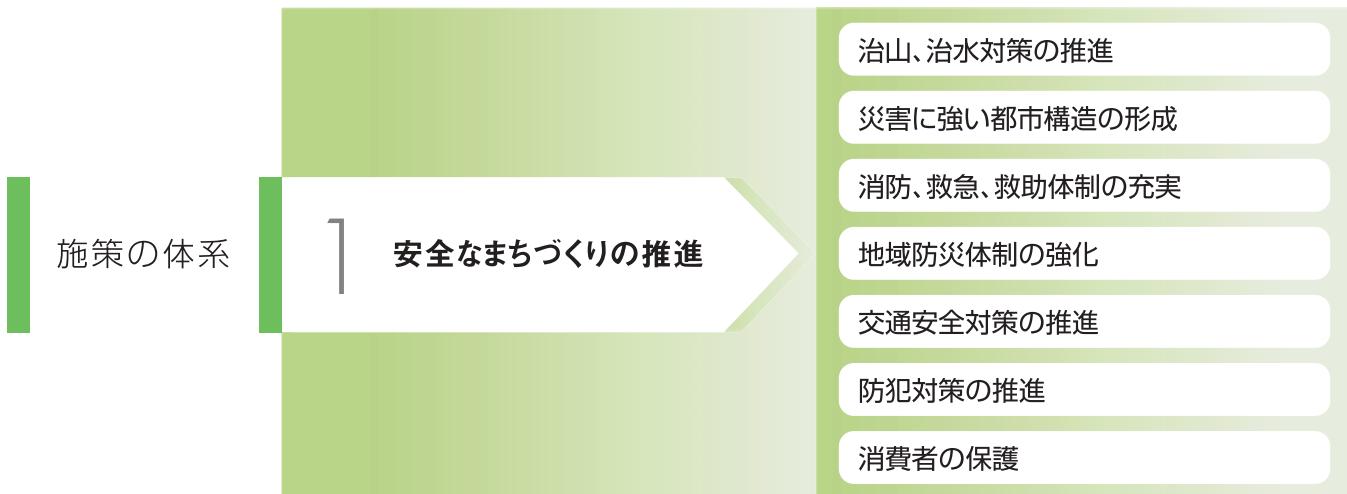


④安全で安心して暮らせる都市の実現

①安全なまちづくりの推進



●治山、治水対策の推進

山林の保水力の向上、土石流、急傾斜地等の土砂災害危険箇所対策などの治山事業の推進に努め、上流から下流まで流域単位での一体的な河川整備の取組、海岸堤防等の改修など、山林、市街地など地域特性に応じた総合的な治山、治水対策を進めます。

●災害に強い都市構造の形成

各種の災害から市民の生命を守るために、災害に対する警戒避難体制の整備を進めます。

今後予想される東海・東南海・南海地震時等において、大規模な火災発生のおそれのある住宅密集地については、道路や公園、河川等による延焼遮断空間の確保など延焼を防止できる市街地の形成に努めるとともに、海岸部では、津波、液状化^{*}等の災害に対する整備を進めます。

また、緊急伝達網の整備、緊急輸送用道路の確保、飲料水の貯留などによるライフライン^{*}の確保を図るとともに、公共建築物の耐震性の向上に努めます。

※液状化

地震によって地盤が一時的に液体のようになってしまい、建物を傾かせたり沈ませたりします。

※ライフライン

生活・生命を維持するために欠くことの出来ない水道・電気・ガスなどの供給路や通信・輸送の手段をいいます。

●消防、救急、救助体制の充実

消防本部及び消防署の機能充実に努めるとともに、消防車輌、消防資機材及び消防緊急通信指令システムの計画的な更新整備を図ります。

また、消火栓、耐震性防火水槽等地域の実情に応じた計画的な整備を図るほか、河川等の自然水利の有効利用を進めるなど消防水利の確保に努めます。

救急時の対応として、救急救命士の養成や高規格救急車等の計画的な整備を行うほか、医療機関等と連携した高度救急体制の整備を促進します。

救助体制については、資機材の整備と職員の救助技術の向上等を推進するとともに、水難時の体制についても一層の強化を図ります。

●地域防災体制の強化

地域消防のかなめである消防団の充実や自治会等を中心とした自主防災組織の育成を行います。また、防災訓練などを開催し、防災意識の高揚を図るなど、防災教育を推進するほか、防火対策として、住宅防火の促進や事業所等における防火管理体制の指導強化に努めます。

●交通安全対策の推進

交通安全対策については、子どもや高齢者などの交通弱者に配慮し、交差点の改良や歩車道の分離など交通安全施設の整備を進めます。また、関係機関と連携した交通安全運動の促進と交通安全に関する指導・啓発など交通安全知識の普及を図ります。

●防犯対策の推進

防犯については、防犯意識の高揚を図るとともに、防犯施設の整備を推進します。

また、地域におけるコミュニティを核として、警察などと連携した防犯活動を推進します。

●消費者の保護

消費者の被害を未然に防ぎ、安心できる商品の購入やサービスが受けられるよう、消費生活に関する総合的な情報提供や研修などによる啓発活動や相談活動の促進に努めます。



②生涯を通しての健康づくりの推進



●健康づくりの推進

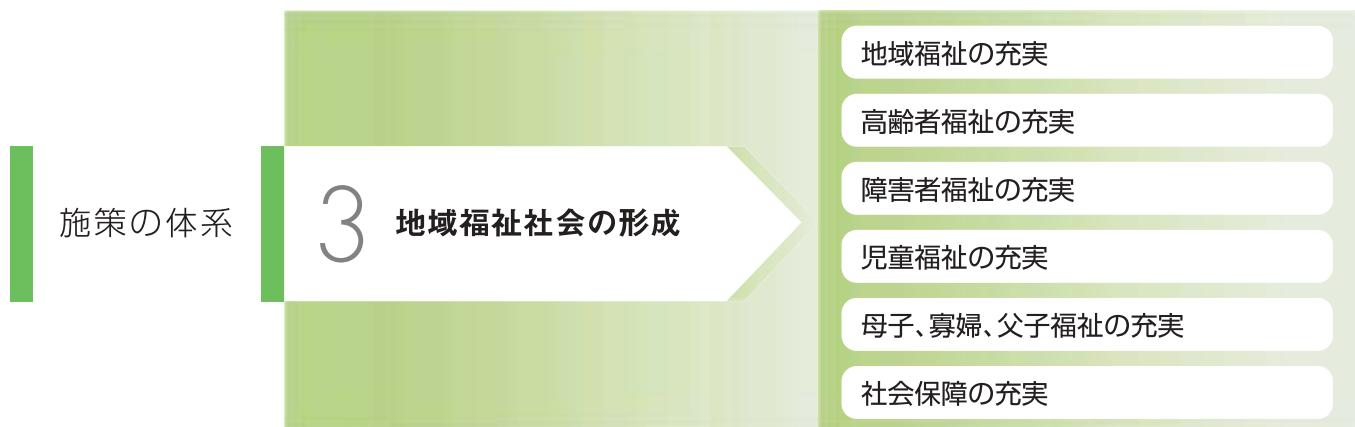
市民の自発的な健康づくりを積極的に支援するため、生活習慣の改善や生活習慣病に関する正しい知識の普及と情報の提供に努めます。また、健康診査、健康教育・相談、保健指導の充実強化を図るなど、乳幼児期から高齢期にいたるまで生涯を通しての健康づくりの総合的な推進に取り組みます。

●地域医療体制の充実

どこでも、だれでも安心して医療が受けられる体制づくりに努めるほか、県、医師会などとの連携により、救急医療体制の整備充実を図ります。また、夜間における子どもの一次救急医療としての役割が担えるよう、夜間こども応急クリニックの充実に努めます。



③地域福祉社会の形成



● 地域福祉の充実

高齢者や障害者、子どもたちなどが身近なところで支えられ、安心して生活できるよう、社会福祉協議会、地区社会福祉協議会への支援を行うとともに、ボランティア、N P Oなど各種関係団体と連携し、地域で助け支え合う福祉ネットワークづくりを推進します。

このため、学校などあらゆる機会を通じた福祉教育、研修等を行うなど、広報・啓発活動を推進し、ノーマライゼーション※理念の普及を図り、市民の相互扶助意識の高揚に努めつつ、ボランティア活動へ参加しやすい環境づくりを積極的に進めます。

● 高齢者福祉の充実

高齢者の健康づくりや生きがいづくり活動を促進するほか、在宅福祉サービスなどの充実を図るとともに、地域活動への参加やシルバー人材センターなどを通しての社会参加を促進します。

また、要介護となっても、在宅生活が送れるよう地域ケア体制を充実させるほか、介護負担の軽減を図るため、介護保険制度の円滑な運営に努めます。

● 障害者福祉の充実

障害者にとって住みやすい環境づくりのため、在宅福祉サービスの拡充に努めるとともに、生活相談・情報提供など支援体制の強化を図ります。

また、各種訓練施設などの充実に努めるとともに、スポーツ・文化活動などへの障害者の自主的な参加の促進や就業の場の確保に努めるなど、障害者の自立を支援します。

※ノーマライゼーション

年齢や障害の有無などにかかわらず、すべての人々が人間として普通の生活をおくるため、ともに暮らし、ともに生きぬく社会こそ、正常であるという考え方です。

●児童福祉の充実

児童の健全な育成を図るため、児童相談所などと連携し、児童・保護者への支援体制の強化を図ります。また、保育については多様なニーズに応じた保育内容の充実に努めるとともに、子育て不安の解消のため保育所等を活用し、地域における子育て支援に努めるなど、少子化対策に積極的に取り組み、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めます。

さらに、就学前教育の観点も踏まえながら、幼稚園・保育所の連携を図るほか、保育施設の改修・整備など、保育環境の向上に努めます。

●母子、寡婦、父子福祉の充実

母子・寡婦世帯の経済的自立と生活の安定を支援するため、関係機関と連携して技能習得や就労の促進を行うほか、助成制度や貸付制度などの活用を図るとともに、相談体制の充実に努めます。

また、母親あるいは父親の就労を容易にするための保育体制の充実に努めます。

●社会保障の充実

国民健康保険制度のより健全で安定した事業運営に努めるため、広報・啓発活動を進めます。また、保険料の適正な賦課と安定的な収納の確保に努めるとともに、各種健康診査などによる疾病の予防、早期発見等の保健事業を推進します。

介護保険については、広報啓発活動を推進し市民の理解を深めるとともに、サービス供給体制の整備を図ります。

国民年金制度の円滑な運営を図るため、広報啓発活動に努めます。

生活に困窮する人々の相談に対する適正な助言、指導を行うため、各関係機関と連携を強化し、支援体制の充実を図ります。



④ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

施策の体系

4 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

ユニバーサルデザインの浸透、
バリアフリー化の推進

●ユニバーサルデザインの浸透、 バリアフリー化の推進

高齢の人や障害のある人ばかりではなく妊娠している人、
子育て中の人、子ども、外国人の人などを含め、すべての市民

が自由に社会参加のできるユニバーサルデザインの理念に基づくまちづくりを推進します。また、この考え方に基づき、バリアフリー化による公共施設の整備・改修を順次進めるとともに、市民の意識高揚を図るため、普及啓発活動に努めます。



4 安全で安心して暮らせる都市の実現

主な事業

1・2級河川改修の促進、準用河川改修の推進

消防水利の整備

休日・夜間の救急医療体制の充実

海岸堤防の整備促進

医療機関と連携した高度救急体制の整備

高齢者健康づくり、生きがい事業の推進

急傾斜地崩壊対策事業の整備促進

自主防災組織の育成

シルバー人材センターの充実

庁舎の耐震診断、整備

消防団活性化の推進

在宅福祉サービスの充実

防災無線システムの整備

交通安全施設・防犯施設の整備

高齢者、障害者等福祉施設の整備促進

消防庁舎の整備

消費生活情報提供

保育施設の整備促進

消防車両・救急車両・消防資機材の整備

保健施設の整備

ユニバーサルデザインの啓発活動の推進

消防緊急通信指令システムの整備

健康診査、健康教育、健康相談、保健指導の推進

公共施設等のバリアフリー化の推進